

資料4 障害者権利委員会「緊急時を含む脱施設化に関するガイドライン」(抜粋)

6. 施設入所は、条約第5条に反する障害者に対する差別的な行為である。それは、第12条に違反し、障害者の法的能力の事実上の否定を伴う。それは、第14条に反して、障害に基づく拘禁と自由の剥奪を構成する。締約国は、施設収容を障害者に対する暴力の一形態として認識すべきである。

7. 施設収容は、障害者が自立して生活し、地域社会に含まれる権利と矛盾する。

8. 締約国は、あらゆる形態の施設収容を廃止し、施設での新たな配置をやめ、施設への投資を控えるべきである。施設入所は、決して障害者保護の一形態、あるいは「選択」とみなされてはならない。公衆衛生上の緊急事態を含む緊急事態において、条約第19条に基づく権利の行使を停止することはできない。

12. 施設収容は、障害のある子どもの保護の一形態と考えることはできない。障害のある子どものあらゆる形態の施設収容は、家族以外の環境に置かれることを意味し、隔離の一形態であり、有害であり、条約に違反する。障害のある子どもは、すべての子どもと同様に、家庭生活を営む権利を持ち、地域社会の中で家族とともに生活し、成長する必要性を持っている。

19. 脱施設化は、障害者がどのように、どこで、誰と暮らすかについて、自律性、選択、統制を回復することに焦点を当てるべき、相互に関連したプロセスから構成される。

23. 自立した生活と地域社会に含まれることの中核的な要素は、すべての障害者が自らの選択に基づき、日常生活を営み、社会に参加するために必要と思われる支援を受けることである。支援は、個別化、個別化され、様々な選択肢を通じて提供されるべきである。(後略)

26. 支援サービスには、個人的支援、ピアサポート、家族環境における子どもの支援介護者、危機管理支援、コミュニケーション支援、移動支援、支援技術の提供、住居確保支援、家事援助、その他の地域密着型サービスが含まれる。また、障害者が教育、雇用、司法制度、医療などの主流のサービスにアクセスし、利用できるようにするための支援も提供されるべきである。

27. パーソナルアシスタンスサービスは、個人のニーズに基づいて個別に提供され、利用者によって管理されなければならない。(中略)障害者は、施設を出た後すぐにサービスにアクセスできるように、施設を出る前に個人的な援助制度に接続されるべきである。

令和4年12月8日 参議院内閣委員会 れいわ新選組:船後靖彦

出典:2022年9月9日 障害者権利委員会「緊急時を含む脱施設化に関するガイドライン」(オリジナル英語)2022年9月11日仮訳・編集:一般社団法人精神障害当事者会ポルケ